

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例（平成26年草津市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導警告票等)

第2条 条例第12条第1項の指導は、指導警告票（別記様式第1号）または防犯診断票（別記様式第2号）により行うものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第12条第3項の自転車安全安心利用指導員は、条例第12条第1項の指導を行う際には、身分証明書（別記様式第3号）を携帯し、必要があるときは、自転車利用者その他関係人に提示しなければならない。

2 自転車安全安心利用指導員は、その身分を失ったときは、速やかに身分証明書を返還しなければならない。

(自転車安全安心利用促進委員会)

第4条 市長は、毎年、次に掲げる事項について自転車安全安心利用促進委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

(1) 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策の実施状況

(2) 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策の実施に関する自己評価

第5条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民

(2) 学校教育の関係者

(3) 自転車の安全で安心な利用に関係する団体を代表する者

(4) 自転車の安全で安心な利用に関係する行政機関の職員

(5) 学識経験者

第6条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集す

る。

2 委員長は、会議の議長となる。

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条 委員会は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第12条 委員会の庶務は、都市計画部交通政策課において処理する。

第13条 条例第15条第2項第1号の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

(1) 法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる計画の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、計画の趣旨の変更を伴わない形式的な変更

第14条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

別記

様式第1号（第2条関係）

（表）

指導警告票

- あなたの運転は以下の道路交通法違反に該当します。
- 草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例第12条第1項に基づき指導します。
- 今後は交通法規を守り、自転車の安全で安心な利用を心掛けてください。

- 信号無視 【3箇月以下の懲役または5万円以下の罰金】
- 通行区分違反（右側通行等） 【3箇月以下の懲役または5万円以下の罰金等】
- 並進 【2万円以下の罰金または科料】
- 一時不停止 【3箇月以下の懲役または5万円以下の罰金】
- 無灯火 【5万円以下の罰金】
- 二人乗り 【2万円以下の罰金または科料】
- 通行方法違反（歩道通行等） 【2万円以下の罰金または科料】
- 携帯電話使用 【5万円以下の罰金】
- イヤホン等使用 【5万円以下の罰金】
- 傘差し運転 【5万円以下の罰金】
- 飲酒運転
 - 【酒酔い運転 : 5年以下の懲役または100万円以下の罰金】
 - 【酒気帯び運転 : 3年以下の懲役または50万円以下の罰金】
- その他（ ）

草津市

(裏)

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

【①の補足：自転車が歩道を通行できる場合】

※道路標識、標示により通行できるとされているとき

※児童、幼児、70歳以上の高齢者または車道通行に支障がある身体障害者が運転するとき

※道路工事等のため車道の左側端の通行が困難な場合

※自動車等の通行量が著しく多く、道路幅が狭いため自動車等との接触の危険がある場合

自転車も交通事故を起こせば刑事上・民事上の責任を問われます！

○刑事上の責任として、相手を死傷させた場合は「重過失致死傷罪」等に問われることがあります。

○民事上の責任として、被害者に対する損害賠償の責任が生じます。

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例（抜粋）

（自転車安全安心利用指導員）

第12条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導を行うことができる。

2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利用指導員を置くことができる。

（表）

<p style="text-align: center;">防犯診断票</p> <p>○あなたの自転車には以下の管理不備があります。</p> <p>○草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例第12条第1項に基づき指導します。</p> <p>○今後は適正な管理を行い、自転車の安全で安心な利用を心掛けてください。</p> <p><input type="checkbox"/>二重施錠に心掛けてください。</p> <p><input type="checkbox"/>防犯登録が行われていません。 （防犯登録は法律により義務づけられています。）</p> <p><input type="checkbox"/>この場所にとめないでください。</p> <p><input type="checkbox"/>荷物が置かれたままです。</p> <p>※防犯登録が行われていないと、盗難自転車を発見しても、被害者や所有者の方に返せないことがあります。</p> <p style="text-align: center;">草津市</p>
--

（裏）

<p style="text-align: center;">管理不備は盗難の被害の原因となります！</p> <p>○自転車等の約7割が無施錠による被害であるため、必ず鍵をかけましょう。</p> <p>○主施錠のほか、ワイヤーロックやU字ロックを活用し、ツーロック（二重施錠）を心掛けましょう。</p> <p>○盗難の被害に遭わないよう、自分の自転車は自分でしっかりと管理しましょう。</p> <p style="text-align: center;">草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例（抜粋） （自転車安全安心利用指導員）</p> <p>第12条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導を行うことができる。</p> <p>2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行うものとする。</p> <p>3 市長は、第1項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利用指導員を置くことができる。</p>

様式第3号（第3条関係）

（表）

写真貼付	身 分 証 明 書
	所 属 氏 名
	年 月 日 生
上記の職員は、草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例第12条第1項の規定により指導を行う者であることを証明する。	
年 月 日	草津市長 印

（裏）

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例 （抜粋）
（自転車安全安心利用指導員）
第12条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導を行うことができる。
2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行うものとする。
3 市長は、第1項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利用指導員を置くことができる。